

兵庫県公報

平成30年8月28日 火曜日 第3032号

発行人
兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

目次

告 示	ページ
○平成30年度自衛官候補生の募集期間並びに採用試験の期日及び場所（市町振興課）	1
○土地改良区役員の退任の届出（農地整備課）	2
○土地改良区役員の退任及び就任の届出（同）	2
○土地改良区清算人の退任の届出（同）	4
○県営土地改良事業計画の決定及び関係書類の縦覧（同）	4
○土壌汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域の指定（水大気課）	5
○道路の区域の変更及び供用開始（道路保全課）	5
○道路の区域の変更（同）	5
○歳入の徴収事務の委託（港湾課）	6
公 告	
○県有地の一般競争入札による売払い（管財課）	6
○大規模小売店舗の変更に関する届出（都市計画課）	8
○同上（同）	9
○大規模小売店舗に対する市町の意見の概要（同）	10
○都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告（建築指導課）	10
○同上（同）	11
選挙管理委員会告示	
○政治資金規正法に基づく政治団体の設立、届出事項の異動及び解散の届出	11
○政治資金規正法に基づく資金管理団体の指定及び届出事項の異動の届出	14

告 示

兵庫県告示第775号

自衛隊法施行令（昭和29年政令第179号）の規定に基づく平成30年度自衛官候補生の募集期間並びに採用試験の期日及び場所を次のとおり告示する。

平成30年8月28日

兵庫県知事 井戸敏三

1 試験期日等

区分	試験期日	受付期間	試験会場	合格発表	採用時期
男子 女子	平成30年9月22日（土） （筆記試験及び適性検査。口述試験及び身体検査については、平成30年10月12日（金）から同月17日（水）までのうち指定する1日）	平成30年8月28日（火） から同年9月7日（金） まで	大手前大学さくら夙川キャンパス又は兵庫県立姫路労働会館（受付時に告知。口述試験及び身体検査については、陸上自衛隊千僧駐屯地）	試験時に告知	採用予定通知書により告知

2 問合せ先

名 称	場 所	電話番号

自衛隊兵庫地方協力本部	神戸市中央区脇浜海岸通1-4-3 (神戸防災合同庁舎4階)	(078) 261-8600
同 神戸出張所	神戸市中央区北長狭通4丁目7-6 (インペリアル・トラストビル3階)	(078) 327-8026
同 北神戸募集案内所	神戸市北区鈴蘭台西町1丁目27-10 (宮浦ビル1階)	(078) 594-9178
同 西神戸募集案内所	神戸市西区学園西町4丁目1 (神戸留学生会館2階)	(078) 797-8185
同 伊丹分駐所	伊丹市緑ヶ丘7丁目1-1 (伊丹駐屯地内)	(072) 783-9609
同 伊丹地域事務所	伊丹市中央1丁目2-5 (グランドハイツコーワビル2階)	(072) 770-7800
同 西宮地域事務所	西宮市田代町19-3 (第2三建ビル2階)	(0798) 66-7066
同 加古川地域事務所	加古川市加古川町篠原町300 (リトハ加古川A棟111 (1階))	(079) 426-3290
同 青野原分駐所	小野市桜台1番地 (青野原駐屯地内)	(0794) 66-7959
同 姫路地域事務所	姫路市本町240 (大手前ダイネンBLD)	(079) 282-0535
同 相生地域事務所	相生市旭1-3 (相生地方合同庁舎2階)	(0791) 23-2750
同 豊岡出張所	豊岡市大手町8-35	(0796) 22-3978
同 柏原地域事務所	丹波市柏原町柏原980-2 (柏原センタービル2階)	(0795) 72-1949
同 淡路島駐在員事務所	洲本市栄町2丁目1-20	(0799) 24-2449



兵庫県告示第776号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第16項の規定により、次の土地改良区から役員の退任の届出があった。

平成30年 8月28日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

山崎土地改良区

退任役員

役員の区分	氏 名	住 所
監 事	高 田 國 男	姫路市飾東町山崎1236番地
同	河 本 好 弘	同 市飾東町八重畑884番地
同	赤 山 道 明	同 市飾東町山崎464番地



兵庫県告示第777号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第16項の規定により、次の土地改良区から役員の退任及び就任の届出があった。

平成30年 8月28日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

東播用waters土地改良区

退任役員

役員の区分	氏 名	住 所
理 事	武 川 敬 嗣	神戸市垂水区塩屋町6丁目14番9-701号

就任役員

役員の区分	氏 名	住 所
理 事	上 田 貴 弘	加古郡播磨町宮西 1 丁目21番 4—2 号
九名井土地改良区		
退任役員		
役員の区分	氏 名	住 所
理 事	長 澤 藤 延	伊丹市口酒井 1 丁目10番 1 号
同	長 澤 正 彦	同 市岩屋 1 丁目 5 番47号
同	長 澤 正 人	同 市森本 3 丁目23番地
同	上 田 良 雄	同 市口酒井 1 丁目 4 番27号
同	長 澤 清 允	同 市口酒井 1 丁目 6 番36号
同	上 田 哲 夫	同 市口酒井 1 丁目 4 番28号
同	川 嶋 正 二	尼崎市田能 3 丁目18番 3 号
同	安 田 秀 昭	同 市田能 5 丁目 1 番 7 号
監 事	辰 己 佐 利	同 市田能 3 丁目16番11号
同	辻 川 光 次	伊丹市森本 6 丁目107番地
同	長 澤 正 美	同 市口酒井 1 丁目 3 番53号
就任役員		
役員の区分	氏 名	住 所
理 事	長 澤 藤 延	伊丹市口酒井 1 丁目10番 1 号
同	早 川 淨	同 市岩屋 1 丁目 6 番60号
同	北 川 利 行	宝塚市口谷東 3 丁目67—73
同	上 田 良 雄	伊丹市口酒井 1 丁目 4 番27号
同	長 澤 清 允	同 市口酒井 1 丁目 6 番36号
同	梶 山 治 文	同 市口酒井 1 丁目 4 番16号
同	辰 己 佐 利	尼崎市田能 3 丁目16番11号
同	亀 田 寿 一	同 市田能 3 丁目14番21号
監 事	安 田 秀 昭	同 市田能 5 丁目 1 番 7 号
同	中 井 甚 義	伊丹市森本 6 丁目90番地
同	長 澤 正 美	同 市口酒井 1 丁目 3 番53号
伊丹千僧土地改良区		
退任役員		
役員の区分	氏 名	住 所
理 事	田 中 博	伊丹市千僧 4 丁目 3 番地
同	佐 藤 稔	同 市千僧 2 丁目226番地
同	上 谷 和 夫	同 市千僧 2 丁目107番地
同	岩 田 政 男	同 市千僧 2 丁目223番地
同	前 田 吉 雄	同 市千僧 2 丁目116番地
監 事	前 田 賢 一	宝塚市仁川高丸 2 丁目 8 番28号
同	杉 田 利 雄	伊丹市千僧 2 丁目123番地
就任役員		
役員の区分	氏 名	住 所
理 事	田 中 博	伊丹市千僧 4 丁目 3 番地
同	佐 藤 昭 五	同 市千僧 3 丁目78番地
同	前 田 勉	同 市千僧 2 丁目211番地
同	岩 田 政 男	同 市千僧 2 丁目73番地
同	岩 田 武 司	同 市千僧 2 丁目116番地
監 事	佐 藤 元 昭	同 市千僧 2 丁目127番地
同	杉 田 利 雄	同 市千僧 2 丁目123番地
伊丹市森本井土地改良区		
退任役員		

役員の区分	氏 名	住 所
理 事	松 浦 光 重	伊丹市森本4丁目152番地
同	阪 部 雅 夫	同 市森本4丁目89番地
同	定 本 義 博	同 市森本4丁目103番地
同	松 浦 三 義	同 市森本4丁目91番地
同	永 長 和 雄	同 市森本4丁目109番地
同	前 川 明	同 市森本4丁目155番地
同	阪 部 育 夫	同 市森本2丁目236番地
同	藤 本 敏 幸	同 市森本3丁目73番地
監 事	松 浦 重 博	同 市森本2丁目164番地の1
同	阪 部 茂 和	同 市森本4丁目223番地

就任役員

役員の区分	氏 名	住 所
理 事	松 浦 重 博	伊丹市森本2丁目164番地の1
同	松 浦 利 彦	同 市西台3丁目2—8—702
同	永 長 正 樹	同 市森本4丁目106番地
同	伊 丹 信 秀	同 市森本5丁目77番地の2
同	阪 部 英 夫	同 市森本2丁目241番地
同	阪 部 育 夫	同 市森本2丁目236番地
同	阪 部 豊 和	同 市森本2丁目212番地
同	藤 本 敏 幸	同 市森本3丁目73番地
監 事	松 浦 三 義	同 市森本4丁目91番地
同	池 永 護	同 市森本4丁目160番地



兵庫県告示第778号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第68条第4項において準用する同法第18条第16項の規定により、次の土地改良区の清算人の退任の届出があった。

平成30年 8月28日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

山崎土地改良区

氏 名	住 所
永 濱 博	姫路市飾東町山崎576番地1
水 井 静 則	同 市飾東町山崎706番地
松 井 賢次郎	同 市飾東町山崎502番地
永 濱 省 三	同 市飾東町山崎402番地
尾 田 秀 彦	同 市飾東町山崎1845番地2
高 田 安 和	同 市飾東町山崎1208番地
西 本 家 康	同 市飾東町山崎1146番地
上 原 茂	同 市飾東町山崎1211番地
西 山 正 司	同 市飾東町山崎1118番地
有 田 孝	同 市飾東町山崎1261番地2
山 本 昇	同 市飾東町八重畑838番地
東 畑 耕 司	同 市飾東町山崎620番地



兵庫県告示第779号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により、次の県営土地改良事業を行うため、土地改良事業計画を平成30年 8月16日に定めたので、土地改良事業計画書の写しを縦覧に供する。

この計画について不服がある場合には、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に、兵庫県知事に対して審査請求をすること、及びこの計画を定めたことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、神戸地方

裁判所に対し、兵庫県を被告として、この計画の取消しの訴えを提起することができる。

なお、審査請求のみをした場合には、この計画の取消しの訴えは、その審査請求に係る裁決書を受け取った日の翌日から起算して6箇月以内に提起することができる。

平成30年 8月28日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

事 業 名	地 区 名	縦覧の期間	縦覧の場所
農村地域防災減災事業	口ノ池地区	平成30年 8月28日から 同 年 9月18日まで	赤穂市役所
同 上	新池（立花）地区	同 上	同 上



兵庫県告示第780号

土壌汚染対策法（平成14年法律第53号）第11条第1項の規定により、形質変更時要届出区域を次のとおり指定する。

平成30年 8月28日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 指定する区域
伊丹市瑞原4丁目1番1の一部
- 2 特定有害物質の名称
砒素及びその化合物並びにふっ素及びその化合物



兵庫県告示第781号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定により、道路の区域を次のように変更し、平成30年 8月28日から供用を開始する。

その関係図面は、平成30年 8月28日から2週間、淡路県民局洲本土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成30年 8月28日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

道路の種類 路 線 名	道 路 の 区 域				
	区 間	旧新	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備考
県道 志 筑 郡 家 線	淡路市中田21番2から 同 市中田44番10まで	旧	10.0から 14.0まで	82.0	
		新	13.0から 14.0まで	82.0	
同 上	淡路市志筑1867番3から 同 市志筑1859番5まで	旧	7.0から 31.0まで	215.0	
		新	8.0から 31.0まで	215.0	



兵庫県告示第782号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成30年 8月28日から2週間、中播磨県民センター姫路土木事務所において一般の縦覧に

供する。

平成30年 8月28日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

道路の種類 路線名	道路の区域				
	区 間	旧新	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備考
県道 宍粟香寺線	姫路市安富町狭戸字風呂ノ元438番1から 同 市安富町狭戸字新井530番1まで	旧	6.0から 26.0まで	287.0	
		新	6.0から 26.0まで 10.0から 30.0まで	287.0 246.0	予定地



兵庫県告示第783号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により、家島港真浦地区来訪船舶係留施設の使用料の徴収事務を家島観光事業組合に委託した。

平成30年 8月28日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 委託した歳入の名称
兵庫県港湾施設管理条例第9条に規定する来訪船舶係留施設の使用料
- 2 委託した事務の範囲
家島港真浦地区に係る来訪船舶係留施設の使用料の徴収事務
- 3 委託した相手方の住所及び氏名
姫路市家島町真浦590—7
家島観光事業組合
組合長 岡 部 賀 胤
- 4 委託年月日
平成30年 4月 1日
- 5 徴収の方法
家島観光事業組合は、使用料の徴収については、納入通知書により行うものとし、当該使用料を領収したときは、領収書を交付するものとする。
なお、徴収の方法については、家島港真浦地区来訪船舶係留施設の歳入に係る事務委託契約書による。

公 告

県有地の一般競争入札による売払い

県有地を一般競争入札により売り払うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6の規定により、次のとおり公告する。

平成30年 8月28日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 入札に付する県有地
売払物件

物件 番号	所 在 地	面積 (㎡)	地 目

9	篠山市沢田字西北内ノ坪259番 2	429.55	宅地
10	洲本市上物部二丁目395番 8	269.79	宅地
11	南あわじ市市三條字明神840番 6	204.12	宅地

2 入札に参加する者に必要な資格

次に掲げる者以外の者であること。

- (1) 成年被後見人
- (2) 被保佐人であつて、契約締結のために必要な同意を得ていない者
- (3) 民法（明治29年法律第89号）第17条第1項の規定による契約締結に関する同意権付与の審判を受けた被補助人であつて、契約締結のために必要な同意を得ていない者
- (4) 民法の一部を改正する法律（平成11年法律第149号）附則第3条第3項の規定によりなお従前の例によることとされる同法による改正前の民法第11条に規定する準禁治産者
- (5) 民法第6条第1項の規定による営業の許可を受けていない未成年者であつて、契約締結のために必要な同意を得ていない者
- (6) 破産者で復権を得ない者
- (7) 兵庫県における不動産の売却に係る契約手続において次の事項に該当すると認められる者で、その事実があつた後、2年間を経過しない者
 なお、その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者についても、また同様とする。
 ア 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者
 イ 落札者が契約を締結すること又は契約の相手方が契約を履行することを妨げた者
 ウ 正当な理由がなくて契約を履行しなかった者
 エ アからウまでのいずれかに該当する事実があつた後2年間を経過しない者を契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用した者
- (8) 暴力団排除条例（平成22年兵庫県条例第35号）第2条第1号に規定する暴力団、同条第3号に規定する暴力団員又は暴力団排除条例施行規則（平成23年兵庫県公安委員会規則第2号）第2条各号に規定する暴力団及び暴力団員と密接な関係を有する者
- (9) 売払物件を風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する風俗営業、同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業その他これらに類する業の用に供しようとする者
- (10) 破壊活動防止法（昭和27年法律第240号）に基づくところの破壊的団体及び当該団体の役員又は構成員

3 契約条項を示す場所

〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号

兵庫県企画県民部管理局管財課財産管理班

4 入札参加申込用紙の配布場所及び配布期間並びに申込場所及び申込期間

- (1) 配布場所及び申込場所
前記3に同じ。
- (2) 配布期間及び申込期間
平成30年8月28日（火）から同年9月21日（金）まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）の午前9時から午後5時まで

5 入札の場所及び日時

- (1) 物件番号9
 ア 場所
 篠山市大熊369
 県立篠山鳳鳴高等学校内会議室（詳細は、入札参加申込者に別途連絡する。）
 イ 日時
 平成30年9月28日（金）午後1時30分から

(2) 物件番号10

ア 場所

洲本市塩屋 2-4-5

洲本総合庁舎内会議室（詳細は、入札参加申込者に別途連絡する。）

イ 日時

平成30年 9月27日（木）午前11時から

(3) 物件番号11

ア 場所

洲本市塩屋 2-4-5

洲本総合庁舎内会議室（詳細は、入札参加申込者に別途連絡する。）

イ 日時

平成30年 9月27日（木）午後 1時30分から

6 入札保証金

(1) 入札保証金の額は、入札金額の100分の5以上の額とする。

(2) 入札保証金は、金融機関が振り出し、又は支払保証した小切手により納付すること。

7 入札に関する条件

(1) 入札書を所定の日時までに提出していること。

(2) 所定の額の入札保証金が納付されていること。

(3) 入札者又はその代理人が同一事項について2通以上した入札又はこれらの者が更に他の者を代理してした入札でないこと。

(4) 連合その他の不正行為によってされたと認められる入札でないこと。

(5) 入札書に入札金額、入札者の氏名及び押印があり、入札内容が分明であること。

(6) 代理人が入札をする場合は、委任状を提出すること。

(7) 入札書に記載された入札金額が訂正されていないこと。

(8) 再度入札に参加することができる者は、初度の入札に参加した者のうち当該入札が無効とされなかった者であること。

8 入札の無効

入札参加資格がない者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

9 入札についての照会先

兵庫県企画県民部管理局管財課財産管理班

電話 (078) 341-7711 内線2550・2551



大規模小売店舗の変更に関する届出

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の変更の届出があった。

なお、当該届出及びその関係書類を次のとおり縦覧に供する。

また、法第8条第2項の規定により、この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に、兵庫県に対し、意見書を提出することにより、これを述べることができる。

平成30年 8月28日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 ダイレックス姫路城東店

所在地 姫路市城東町129-1ほか

2 大規模小売店舗を設置する者の住所並びに法人にあつては代表者の氏名

名称 芙蓉総合リース株式会社

住所 東京都千代田区神田三崎町三丁目3番23号

代表者の氏名 辻 田 泰 徳

3 変更事項

大規模小売店舗を設置する者の住所

- (1) 変更前
東京都千代田区三崎町三丁目 3 番23号
- (2) 変更後
東京都千代田区神田三崎町三丁目 3 番23号
- 4 変更年月日
平成30年 1月 1 日
- 5 届出年月日
平成30年 8月 7 日
- 6 届出及びその関係書類の縦覧場所及び縦覧期間
 - (1) 縦覧場所
兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課及び中播磨県民センター姫路土木事務所まちづくり建築第 2 課
 - (2) 縦覧期間
平成30年 8月28日から 4 月間
- 7 意見書の提出期限及び提出先
 - (1) 提出期限
平成30年12月28日
 - (2) 提出先
兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課
〒650-8567 神戸市中央区下山手通 5 丁目10番 1 号



大規模小売店舗の変更に関する届出

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第 6 条第 1 項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の変更の届出があった。

なお、当該届出及びその関係書類を次のとおり縦覧に供する。

また、法第 8 条第 2 項の規定により、この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から 4 月以内に、兵庫県に対し、意見書を提出することにより、これを述べることができる。

平成30年 8月28日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
名称 JAビル
所在地 加古川市加古川町寺家町45番地
- 2 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
名称 株式会社加古川産業会館
住所 加古川市加古川町寺家町45番地
代表者の氏名 中 村 良 祐
- 3 変更事項
 - (1) 大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名
 - ア 変更前
大 竹 雅 彦
 - イ 変更後
中 村 良 祐
 - (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

ア 変更前	住所	代表者の氏名
名称		
有限会社甲南チケット	神戸市東灘区本山北町三丁目 3 番 8 号	小 林 宏 至
北 島 孝 靖	三田市つつじが丘北三丁目 5 番地の 3	
塩 津 雅 之	神戸市垂水区西舞子八丁目 8 番40—506号	
外 9 者		

イ 変更後

名称	住所	代表者の氏名
株式会社大創産業	広島県東広島市西条吉行東一丁目4番14号	矢野博丈
北島孝靖	加古川市平岡町新在家691-11	
藤本貴之	加古川市尾上町養田1278-11	
外2者		

4 変更年月日

平成30年 6月26日ほか

5 届出年月日

平成30年 8月 8日

6 届出及びその関係書類の縦覧場所及び縦覧期間

(1) 縦覧場所

兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課及び東播磨県民局加古川土木事務所まちづくり建築課

(2) 縦覧期間

平成30年 8月28日から 4月間

7 意見書の提出期限及び提出先

(1) 提出期限

平成30年12月28日

(2) 提出先

兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課

〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号



大規模小売店舗に対する市町の意見の概要

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第8条第1項の規定により聴取した意見の概要は、次のとおりである。

なお、当該意見を次のとおり縦覧に供する。

平成30年 8月28日

兵庫県知事 井戸敏三

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 (仮称) ヤマダストアー朝霧店

所在地 明石市朝霧東町三丁目707番1ほか

2 法第8条第1項の規定により明石市から聴取した意見の概要

(1) 車両の出入口に面した南側道路（市道朝霧5号線）が、通学路となっているため、下校時に交通整理員を配置するとともに、通学路と認識できる看板を設置し、児童の安全確保に努められたい。

(2) 駐車場利用時間帯（午前8時30分から午後10時まで）以外は出入口を封鎖し、児童の登校時の安全確保に努められたい。

3 意見書の縦覧場所及び縦覧期間

(1) 縦覧場所

兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課及び東播磨県民局加古川土木事務所まちづくり建築課

(2) 縦覧期間

平成30年 8月28日から 1月間



都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定による許可に係る次の開発行為に関する工事は、完了した。

平成30年 8月28日

兵庫県知事 井戸敏三

1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

高砂市米田町米田字北川46番、46番5、46番6

- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名又は名称
堺市南区竹城台4丁1番13—1403号
下 浦 享
- 3 許可年月日及び許可番号
平成30年2月2日
兵庫県指令東播（加土）（建）第1—33号（29高砂）



都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定による許可に係る次の開発行為に関する工事は、完了した。

平成30年8月28日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称
神崎郡福崎町西田原字大塚1407番1、1419番3、1419番15、1420番1、1420番3から1420番5まで、1421番1、1421番2
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名又は名称
大阪府池田市空港一丁目12番10号
株式会社ベルコ 代表取締役 齋 藤 秀麻呂
- 3 許可年月日及び許可番号
平成30年7月5日
兵庫県指令中播（姫土）（建）第1—27—2号（29福崎）

選挙管理委員会告示

兵庫県選挙管理委員会告示第51号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第6条第1項、第7条第1項及び第17条第1項の規定により、次のとおり政治団体の設立、届出事項の異動及び解散の届出があった。

平成30年8月28日

兵庫県選挙管理委員会
委員長 立 石 幸 雄

1 政治団体の設立の届出

(1) 政党の支部

国会議員関係政治団体以外の政党の支部

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	届出年月日
自由民主党兵庫県神戸市垂水区第二支部	白 國 高太郎	溝 口 敏 晃	神戸市垂水区福田2丁目3—16	平成30年6月20日

(2) その他の政治団体

国会議員関係政治団体以外の政治団体

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	届出年月日
活気ある神崎郡を作る会	蔭 谷 忠 雄	長谷川 文 明	神崎郡福崎町大貫1679—5	平成30年6月25日
健全・堅実な西宮市政を実現する会	渡 邊 謙二朗	渡 邊 謙二朗	西宮市櫛塚町2番15—401号	平成30年6月8日
高橋みつひろ会	角 昇	久留島 秀 夫	神戸市西区玉津町出合285—2	平成30年6月13日

田中まみ後援会	田 中 麻 未	田 中 麻 未	川西市東畦野6—6—6	平成30年6月12日
谷正充と共に歩む会	谷 正 充	柳 田 き ぬ	川西市花屋敷山手町3—6	平成30年6月14日
日本共産党宮野つるお後援会	岡 民 雄	川 端 典 子	神戸市長田区腕塚町2丁目1—28	平成30年6月14日
前田たかし後援会	前 田 高 志	前 田 高 志	川西市錦松台15—6	平成30年6月27日

2 政治団体の届出事項の異動の届出

(1) 政党の支部

政治団体の名称	代表者の氏名	異動事項	異動内容		異動年月日
国民民主党神戸市北区支部	向 山 好 一	政治団体の名称	新	国民民主党神戸市北区支部	平成30年6月4日
			旧	民進党神戸市北区支部	
国民民主党兵庫県明石市支部	岸 口 実	政治団体の名称	新	国民民主党兵庫県明石市支部	平成30年6月4日
			旧	民進党兵庫県明石市支部	
国民民主党兵庫県総支部連合会	向 山 好 一	政治団体の名称	新	国民民主党兵庫県総支部連合会	平成30年5月26日
			旧	民進党兵庫県総支部連合会	
国民民主党兵庫県第1区総支部	石 井 健一郎	政治団体の名称	新	国民民主党兵庫県第1区総支部	平成30年5月26日
			旧	民進党兵庫県第1区総支部	
国民民主党兵庫県第9区総支部	尾 仲 利 治	政治団体の名称	新	国民民主党兵庫県第9区総支部	平成30年5月31日
			旧	民進党兵庫県第9区総支部	
国民民主党兵庫県第5区総支部	美 藤 和 広	政治団体の名称	新	国民民主党兵庫県第5区総支部	平成30年5月26日
			旧	民進党兵庫県第5区総支部	
		主たる事務所の所在地	新	神戸市中央区中山手通4—17—2 セントラルビル3階	
			旧	三田市高次1—1—21—704	
		代表者の氏名	新	美 藤 和 広	
			旧	檜 田 充	
会計責任者の氏名	新	丸 山 純			
	旧	檜 田 充			
国民民主党兵庫県第3区総支部	黒 田 一 美	政治団体の名称	新	国民民主党兵庫県第3区総支部	平成30年5月26日
			旧	民進党兵庫県第3区総支部	
	川 内 清 尚	代表者の氏名	新	川 内 清 尚	平成30年6月16日
			旧	黒 田 一 美	
国民民主党兵庫県第11区総支部	向 山 好 一	政治団体の名称	新	国民民主党兵庫県第11区総支部	平成30年5月31日
			旧	民進党兵庫県第11区総支部	
国民民主党兵庫県第12区総支部	向 山 好 一	政治団体の名称	新	国民民主党兵庫県第12区総支部	平成30年5月31日
			旧	民進党兵庫県第12区総支部	
国民民主党兵庫県第10区総支部	向 山 好 一	政治団体の名称	新	国民民主党兵庫県第10区総支部	平成30年5月31日
			旧	民進党兵庫県第10区総支部	

国民民主党兵庫県 第7区総支部	向山好一	政治団体の名称	新	国民民主党兵庫県第7区総支部	平成30年5月26日
			旧	民進党兵庫県第7区総支部	
		主たる事務所の所在地	新	神戸市中央区中山手通4-17-2 セントラルビル3階	
			旧	西宮市中島町11-20	
		代表者の氏名	新	向山好一	
			旧	栗山雅史	
会計責任者の氏名	新	多田茂樹			
	旧	栗山雅史			
国民民主党兵庫県 第2区総支部	船川治郎	政治団体の名称	新	国民民主党兵庫県第2区総支部	平成30年5月26日
			旧	民進党兵庫県第2区総支部	
	主たる事務所の所在地	新	神戸市中央区中山手通4-17-2 セントラルビル3階		
		旧	神戸市兵庫区水木通1-1-2 福田ビル2階		
	代表者の氏名	新	人見誠		
		旧	船川治郎		
国民民主党兵庫県 第8区総支部	明見孝一郎	政治団体の名称	新	国民民主党兵庫県第8区総支部	平成30年5月26日
			旧	民進党兵庫県第8区総支部	
国民民主党兵庫県 第4区総支部	佐藤泰樹	政治団体の名称	新	国民民主党兵庫県第4区総支部	平成30年5月31日
			旧	民進党兵庫県第4区総支部	
	主たる事務所の所在地	新	神戸市中央区中山手通4-17-2 セントラルビル3階		
		旧	神戸市西区前開南町1-19-13-301		
	代表者の氏名	新	岩田嘉晃		
		旧	佐藤泰樹		
国民民主党兵庫県 第6区総支部	小山敏明	政治団体の名称	新	国民民主党兵庫県第6区総支部	平成30年5月26日
			旧	民進党兵庫県第6区総支部	
自由民主党兵庫県 LPガス支部	金本州司	代表者の氏名	新	金本州司	平成30年6月1日
			旧	北嶋一郎	
自由民主党兵庫県 第五選挙区支部	谷公一	会計責任者の氏名	新	中村吉孝	平成30年6月1日
			旧	山下吉正	
自由民主党兵庫県 宅建支部	松尾信明	会計責任者の氏名	新	橋本章	平成30年6月4日
			旧	松本高亮	

(2) その他の政治団体

政治団体の名称	代表者の氏名	異動事項	異動内容		異動年月日
清元ひでやす後援会	清元秀泰	主たる事務所の所在地	新	姫路市飾磨区三宅1丁目192番地 田中興産ビル1階102号	平成30年6月29日
			旧	姫路市飾東町清住571-4番地	
椎屋邦隆後援会	本岡光義	会計責任者の氏名	新	椎屋順子	平成30年6月6日
			旧	河島憲一郎	

周山会	櫻井 周	主たる事務所の所在地	新	伊丹市西台2丁目5-11 松屋ビル2階	平成30年6月8日
			旧	伊丹市鈴原町9-138	
		会計責任者の氏名	新	齋藤 郁子	
			旧	櫻井 周	
大日本國勇社	岡 勇 作	主たる事務所の所在地	新	三田市富士が丘1-19-1115	平成30年6月22日
			旧	三田市富士が丘3-4-604	
		会計責任者の氏名	新	古家 篤	
			旧	藤本 正人	
谷公一後援会	久保井 一 匡	会計責任者の氏名	新	中村 吉孝	平成30年6月1日
			旧	山下 吉正	
姫路市医師連盟	山本 一 郎	会計責任者の氏名	新	荒木 峰生	平成30年6月2日
			旧	中野 稔雄	
兵庫県医師連盟	松本 卓	代表者の氏名	新	松本 卓	平成30年6月17日
			旧	小高 正裕	
兵庫県LPガス政治連盟	金本 州 司	代表者の氏名	新	金本 州 司	平成30年6月1日
			旧	北嶋 一 郎	
兵庫県建築士事務所政経研究会	山本 康一 郎	代表者の氏名	新	山本 康一 郎	平成30年5月24日
			旧	西山 勝 敏	
兵庫県歯科医師連盟宝塚支部	沢 茂	政治団体の名称	新	兵庫県歯科医師連盟宝塚支部	平成30年6月20日
			旧	宝塚市歯科医師連盟	
		会計責任者の氏名	新	滝内 聡	
			旧	鈴木 茂 人	
兵庫県宅建政治連盟	松尾 信 明	会計責任者の氏名	新	橋本 章	平成30年6月4日
			旧	松本 高 亮	
松岡ひろゆき後援会	松井 稔 幸	会計責任者の氏名	新	幾野 瑞 成	平成30年6月3日
			旧	鶴鷹 司	
[森てつお後援会] 輝くさんだ創生の会	増田 和 彦	会計責任者の氏名	新	井上 久 雄	平成30年6月19日
			旧	梶井 秀一 郎	

3 政治団体の解散の届出

(1) 政党の支部

政治団体の名称	代表者の氏名	解散年月日
希望の党兵庫県第1区総支部	井坂 信彦	平成30年5月7日

(2) その他の政治団体

政治団体の名称	代表者の氏名	解散年月日
改革推進の会	福岡 照文	平成30年6月26日
北村たけし後援会	谷野 由希子	平成30年3月1日
三木新党8人のサムライ	安居 圭一	平成30年6月1日



兵庫県選挙管理委員会告示第52号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第19条第2項及び第3項の規定により、次のとおり資金管理団体の

指定及び届出事項の異動の届出があった。

平成30年 8月28日

兵庫県選挙管理委員会

委員長 立石幸雄

1 資金管理団体の指定の届出

資金管理団体の届出をした者(代表者)の氏名	公職の種類	資金管理団体の名称	主たる事務所の所在地	指定年月日
前田高志	川西市議会議員	前田たかし後援会	川西市錦松台15-6	平成30年6月20日

2 資金管理団体の届出事項の異動の届出

資金管理団体の届出をした者の氏名	資金管理団体の名称	異動事項	異動内容		異動年月日
北上哲仁	北上哲仁サポートーズ	公職の種類	新	兵庫県議会議員	平成30年6月14日
			旧	川西市議会議員	
清元秀泰	清元ひでやす後援会	主たる事務所の所在地	新	姫路市飾磨区三宅1丁目192番地 田中興産ビル1階102号	平成30年6月29日
			旧	姫路市飾東町清住571-4番地	
櫻井周	周山会	主たる事務所の所在地	新	伊丹市西台2丁目5-11 松屋ビル2階	平成30年6月8日
			旧	伊丹市鈴原町9-138	